

平成23年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成23年 3月11日（金） 9時30分 宣告

1、出席議員

1番 安部 大助	6番 小野 昌士	11番 遠藤 義光
2番 前田 芳樹	7番 齋藤 昭一	12番 池田 信博
3番 平田 文夫	8番 石田 茂春	14番 福田 晃
4番 齋藤 幸廣	9番 高宮 陽一	15番 安部 和子
5番 是津 輝和	10番 米澤 壽重	16番 松森 豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	農林水産課長 山崎 龍一
副町長 門脇 裕	下水道課長 中前 千之
教育長 山本 和博	建設課長 井川 善寿
総務課長 渡部 國彦	水道課長 大庭 孝久
会計管理者 嶽野 正弘	総務学校教育課長 岩水 守
企画財政課長 齋藤 福昌	生涯学習課長 高梨 康二
税務課長 池田 高世偉	布施支所長 山川 由夫
町民課長補佐 中林 眞	五箇支所長 村上 和弘
福祉課長 村上 静夫	都万支所長 石川 伸吉
保健課長 阿部 真澄	総務課長補佐 長田 栄
環境課長 浅生 久	総務課長補佐 渡部 誠
観光商工課長 吉田 誠	財政係長 鳥井 登
定住対策課長 岡田 清明	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 な し

1、町長提出議案の題目

議 第 48 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例

議 第 49 号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 50 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

議 第 51 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議 第 52 号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

議第 48 号「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」から議第 52 号「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」までの 5 件を一括して議題といたします。

日 程 第 2、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、議第 48 号から議第 52 号までの 5 件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さん、おはようございます。」

本日、追加提案をさせていただきました諸議案について、ご説明を申し上げます。

議第 48 号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」につきましては本年 4 月に観光商工課を観光課に変更することとし、観光商工課の所管しておりました事務の一部を定住対策課に移行し、定住対策課の所管しておりました医師招聘に関する事務を保健課に移行するなど、行政組織を見直すものでございます。

議第 49 号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 50 号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の 2 議案につきましては、本町の厳しい財政状況に鑑み、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給割合の引き下げを行い、併せて本年度に引き続き、給料月額の減額措置を行うものでございます。

減額措置の期間と内容につきましては、本年 4 月 1 日から来年 3 月 31 日までの間、町長 25%、副町長 20%、教育長 20%を、それぞれの給料月額から減額するものでございます。

次に、議第 51 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、これも本町の厳しい財政状況に鑑み、本年度に引き続き、職員給料の減額措置を行うものでございます。

減額措置の期間と内容につきましては、本年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで間、級別に減額率を設定し 7%から 1%それぞれの給料月額からこれを減額させていただくものであります。

また、私傷病休暇制度の人事院規則の改正に伴いまして、異なる病気のため 90 日を越えて私傷病休暇を取得した場合の給与は、これを半額とするものでございます。

最後に、議第 52 号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、私傷病休暇制度の人事院規則の改正に伴い規定を定めるものでございます。

内容につきましては、職員が私傷病休暇取得の後、復職し 20 日間の実勤務を経ずに再び私傷病休暇を取得した場合の休暇は、これを継続とみなすことに改正し、合わせて結核療養者の最大 1 年間の有給休暇制度につきましては、これを廃止を行うものでございます。実施時期につきましては、平成 23 年 4 月 1 日といたしております。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長（米澤壽重）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 3、質 疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 9時36分)

(全員協議会開会宣告 9時36分)

議長(米 澤 壽 重)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時30分)

以上で、「質疑」を終ります。

日 程 第 4、議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を行います。

お諮りします。

議会初日に提出されました、町長提出議案の議第12号から議第28号及び議第33号から議第47号までの計32件、並びに本日提出されました、議第48号から議第52号までの全37件について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声確認)

「異議なし」と認めます。

従って、そのように決定いたしました。

日 程 第 5、休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

3月14日から3月16日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、3月17日に開催し、委員長報告、討論、採決などを行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 16時56分)